

議案第9号

大野市中心身障害児就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則案

平成31年3月28日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市中心身障害児就学指導委員会の名称を変更するとともに、委員定数を廃止するため

大野市教育委員会規則第 号

大野市心身障害児就学指導委員会設置規則の一部を改正する規則

平成 年 月 日

大野市教育委員会

大野市心身障害児就学指導委員会設置規則（昭和49年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大野市心身障害児就学支援委員会設置規則

第1条中「児童生徒」を「児童又は生徒（以下「児童生徒という。」）」に、「指導」を「支援」に改める。

第2条中「指導」を「支援」に、「啓蒙」を「啓発」に改める。

第3条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（大野市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

2 大野市教育委員会事務局組織規則（平成8年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育総務課の項中「心身障害児就学指導」を「心身障害児就学支援」に改める。